

平成21年9月8日  
午前10時35分 受領

平成21年9月8日

福島町議会議長 溝部幸基様

福島町議会議員 2番 川村明雄 ㊟

## 一般質問通告書

福島町議会定例会9月会議において、次の件について質問したいので、会議条例第60条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
北方領土返還要求運動について	<p>北方領土返還要求運動についてであります。戦後半世紀が過ぎても返還の兆しがない状態であると思います。国民の意識も薄れていってる状況ではないでしょうか。私ども終戦時に生れた者でさえ歴史から学ぶより手立てはありません。まして戦後の国民が多くなっている時代になり、風化させてはならない問題であると思います。義務教育課程においてはどの程度の教育内容でありましようか？この度の新しい政権に期待している元島民がいることも事実です。</p> <p>社会人であっても自ら関心を積む以外には、返還問題の意識高揚の機会は少ないものと思います。</p> <p>領土の返還交渉は国の問題でありましようが、国民や道民としての運動の意識喚起も大切であると思います。特に北海道は、樺太からの引揚者も含め、領土を追われた人々が多く住んでいる土地柄であると思います。その意味においては、道内の各自治体の取り組みも重要であるべきと思います。歴史を学ぶことや返還運動の展開を進めてゆくべきと思いますので、せめて返還を求めるアピール看板の庁舎掲示や生涯教育も含め、学習環境の整備をと思うのですが、町長、教育長の意見をお伺いします。</p>	町長 教育長

注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。